

○文部科学省令第八十号
学校教育法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五号）の施行に伴い、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年十一月二十七日

文部科学大臣 遠山 敦子

学校教育法施行規則の一部を改正する省令
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 学校教育法第五十六条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

第六十九条次に次の四条を加える。
第六十九条の二 学校教育法第五十六条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認められるに当たつては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求めるとする等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第六十九条の三 学校教育法第五十六条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、大学設置基準第二条第一項の規定に基づき、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第六十九条の四 学校教育法第五十六条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。
第六十九条の五 学校教育法第五十六条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当する者と定める。

一 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に二年以上在学した者
二 外国において、学校教育における九年の課程に引き続き学校教育の課程に二年以上在学した者

三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者

四 文部科学大臣が指定した者
五 大学入学資格検定期規程第四条に定める受検科目（資格検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）のすべてについて合格点を得た者で、十七歳に達したものの
第七十条第一項中「第六十七条」を「第六十七条第一項」に、から第七号まで「を、及び第六号」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条第四号次に次の一号を加える。

五 学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

第七十条の二中「第六十七条ただし書」を「第六十七条第一項ただし書」に改め、同条の次に次の四条を加える。
第七十条の三 学校教育法第六十七条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

第七十条の四 学校教育法第六十七条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、大学院設置基準第一条の二第一項の規定に基づき、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第七十条の五 学校教育法第六十七条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、三年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学、歯学又は獣医学を履修する課程に四年）とする。

第七十条の六 学校教育法第六十七条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当するものと定める。
一 外国において学校教育における十五年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了した者

二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十五年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了した者

第七十条の七 学校教育法第六十七条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当するものと定める。
一 外国において学校教育における十五年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了した者

第七十条の八 学校教育法第六十七条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当するものと定める。
一 外国において学校教育における十五年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了した者

附則

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令による改正前の学校教育法施行規則第六十九条第五号の規定により大学に入学した者の大学への入学資格に関する取扱いについては、なお従前の例による。
第三条 この省令による改正前の学校教育法施行規則第七十条第五号又は第六号の規定により大学院に入学した者の大学院への入学資格に関する取扱いについては、なお従前の例による。

第四条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の四を次のように改める。
第六十五条の四 免許法第五条第三項第一号に規定する学士の学位を有する者と同等以上の資格を有すると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 学校教育法第六十七条第二項の規定により、大学院への入学を認められた者
二 学校教育法施行規則第七十条第一項の規定により、大学の専攻科又は大学院の入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（同項第一号及び前号に該当する者を除く。）
第六十六条第三号中「認められた者」の下に「（前号に該当する者を除く。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 学校教育法第五十六条第二項の規定により、大学への入学を認められた者
第六十六条の三及び第六十八条の二中「学校教育法施行規則第七十条第一項第四号の規定により大学の専攻科又は大学院の入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力がある」とを、学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を「に改める。

（歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正）
第五条 歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、掲げるもの」の下に「（歯科衛生士法第十二条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該学校が学校教育法第五十六条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）」を加える。

（保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部改正）
第六条 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、該当する者」の下に「（法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該学校が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

第六条第一項及び第二項中「いずれかに」の下に「該当する者」を加え、第五十六条に「第五十六条第一項に該当する者（法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該学校が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」に改める。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部改正）
第七条 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「できる者（）」の下に「法第二十一条第一項に規定する文部科学大臣の認定を受けようとする学校が大学である場合において、当該学校が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は「を、又は養成施設」を「若しくは養成施設」に改める。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部改正）
第七条 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「できる者（）」の下に「法第二十一条第一項に規定する文部科学大臣の認定を受けようとする学校が大学である場合において、当該学校が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は「を、又は養成施設」を「若しくは養成施設」に改める。